三島市自転車通行空間ネットワーク整備計画書 令和2年6月 三島市都市基盤部土木課

- 目 次 -

第1編 はじめに	
第 2 編 関連する上位計画等の整理 2-1 上位計画2 - 2-2 関連計画2 -	1 9
第3編 自転車利用を促進する意義の整理 3-1 自転車利用を促進する意義3 -	1
第 4 編 自転車通行空間ネットワーク整備構想 4-1 基本構想4 -	1
第5編 自転車通行空間ネットワーク基本方針5-1 自転車利用環境の整理5-5-2 基本方針5-5-3 整備計画5-5-4 整備形態5-	1 20 23 30
第6編 今後の展望 6-1 観光ネットワーク構想6- 6-2 自転車利用に関するマナー向上を図る資料6-	1 6

i so ic	t & t	ľ
(C		b
		, (c

健康増進と環境保全への意識の高まりから、通勤、通学等の日常生活で、より多くの自転車が利用される現状にある。また、10年前と比較し、自転車対自動車の事故件数が減っているが、自転車対歩行者の事故件数は横ばい状況にある。

これに対し、我が国では、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)国土交通省道路局・警察庁交通局」に基づく自転車ネットワーク計画の策定が望まれている。また、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法(平成28年法律第113号)が平成29年5月1日に施行された。

本計画では、基礎調査の結果に基づき、安心安全な自転車環境の創出及び自転車利用の促進を図るための自転車通行空間整備を目的とした、「三島市自転車通行空間ネットワーク整備計画」を策定する。